

平成 19 年 7 月 24 日

申請者各位

構造計算適合性判定物件に関するお知らせとお願い

1. 当機関が構造計算を依頼する構造計算適合性判定業務機関

名称	業務範囲
財団法人大阪建築防災センター	高さ31m以下かつ延べ面積3,000㎡以下
財団法人日本建築総合試験所	高さ31m超又は延べ面積3,000㎡超

*大阪建築防災センターは、大阪府内の物件に限ります。その他、滋賀県・京都府・奈良県内の物件は、規模に関わらず、すべて日本建築総合試験所の扱いになります。

2. 構造計算適合性判定業務の円滑な実施のため、以下の項目についてご協力をお願い致します。

：確認申請書の添付書類（適合性判定用の副本のみについて）

共通項目

- 構造計算書は、A4 版 2 穴チューブファイル（バインダー）で綴じて下さい。
- 構造計算書、図面ともに、文字が容易に読める大きさとし、特に構造計算書を縮小することは避けて下さい。

大阪建築防災センター

- 判定業務を迅速に実施するため、小規模な建築物の図面はできる限り、A3 版（紙の大きさ）で作成して下さい。

日本総合試験所

- 大規模な建築物の図面は、出来る限り、A1 版又は A2 版の図面を二つ折製本とし、背表紙及び表紙に工事名称を記載して下さい。

：参考資料

大阪建築防災センター

- 主要な旧構造計算大臣認定プログラム使用の場合は、電子データの添付をお願い致します。
- * 電子データの添付は、大阪建築防災センター独自に依頼する参考資料であり、建築確認申請の添付書類ではありません。

以上

株式会社確認検査機構アネックス